



○長野県告示第469号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年9月9日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ローマンうえだヘルパーステーション	上田市大字殿城字神林250番地1	平成14年9月1日

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
リサーチパーク・クリニック	上田市大字下之郷813番地46	平成14年8月1日

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
リサーチパーク・クリニック	上田市大字下之郷813番地46	平成14年8月1日
ももせ薬局	松本市大字中山1014番地2	〃

寺島薬局中野駅前店

(4) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ローマンうえだデイサービスセンター	中野市西条字並柳1269番地	指定した年月日
木曾福島デイサービスセンター	上田市大字殿城字神林250番地1	平成14年9月1日
ありあり温泉デイサービス	木曾郡木曾福島町6305番地	〃
	南安曇郡穂高町大字有明3617番地11	〃

(5) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特別養護老人ホームローマンうえだ	上田市大字殿城字神林250番地1	平成14年9月1日

(6) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
松下電工エイジフリー介護チェーン若槻大通り店	長野市吉田2丁目6番14号	指定した年月日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
長野市在宅介護支援センター博愛の園	長野市浅川東条295番地5	平成14年9月1日
望月悠玄福祉会指定居宅介護支援事業所	北佐久郡望月町大字望月1729番地6	〃
柔整ながの丸山鍼灸接骨院介護支援センター	南安曇郡穂高町大字穂高6887番地10	〃

高齢福祉課

○長野県告示第470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行った。

平成14年9月9日

長野県知事 田中康夫

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特別養護老人ホームローマンうえだ	上田市大字殿城字神林250番地1	平成14年9月1日

高齢福祉課

○長野県告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年9月9日

長野県知事 田中康夫

1 訪問看護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
平野内科小児科医院	長野市柳町1247番地	平成14年3月31日
東伊那すこやかクリニック	駒ヶ根市東伊那2533番地1	平成14年8月1日

2 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
藤森小児科医院	長野市西三才192番地8	平成14年5月27日

3 通所介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
上田市常田デイサービスセンター	上田市常田二丁目26番1号	平成14年8月31日

木曾福島町デイホーム

木曾郡木曾福島町2222番地

// //

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第472号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月9日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳1の12、1の14、1の16、2の7、3の3、1236の1、1241の1、1270、1272、1280の1、1280の3、1281の75から1281の77まで、1281の80、1281の81、上水内郡鬼無里村大字鬼無里字東明川1215、字長老岩1216のイ、1216のロ、字前栃ノ木小場1813のニ、字梶ヶ峯1815のロ、字前湯殿1815のハ、字上長峯1815のニ、字湯殿1816、字朴ノ木ヒラ1817のイ、字大鹿野13251

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡上村262のロ、263の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月9日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡長谷村大字非持652番の1地先から
上伊那郡長谷村大字非持652番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年9月9日
- 2(1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡長谷村大字非持742番の1地先から
上伊那郡長谷村大字非持740番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年9月9日

道路維持課

○長野県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月9日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 152号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡長谷村大字非持652番の1地先から		旧	m	km
上伊那郡長谷村大字非持652番の1地先まで			9.7~13.7	
同	上	新	10.6~13.7	0.0320

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 152号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡長谷村大字非持742番の1地先から		旧	m	km
上伊那郡長谷村大字非持740番の5地先まで			9.8~20.7	
同	上	新	9.8~20.7	0.1352

道路維持課

○長野県松本地方事務所告示第6号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成14年8月31日、次の売りさばき人の指定を取り消した。

平成14年9月9日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

名 称
南安曇防犯協会連合会

住 所
南安曇郡豊科町大字豊科5704

会 計 局